○給与支払報告書（個人別明細書）の記載漏れにご注意ください。

・マイナンバー制度の施行に伴い、給与支払報告書（個人別明細書）に個人番号の記載が必要です。

・下図に示した箇所に記載漏れが多く見られますので、作成の際には特にご留意願います。

・記載方法の詳細については下記 URL からご確認ください。

☆国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」

URL：https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm

☆「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄の記載について

①年末調整を受けている場合
控除対象配偶者（配偶者の合計所得金額が48万円以下）を有しているときに「有」に「○」を付します。このうち、老人配偶者の場合は「老人」欄にも「○」を付します。
※配偶者特別控除（配偶者の合計所得額が48万円超～133万円以下）の対象となる配偶者は控除対象配偶者に該当しませんので、記載は不要です。

②年末調整を受けていない場合
源泉控除対象配偶者（給与所得者の合計所得金額が900万円以下かつ配偶者の合計所得金額が95万円以下）を有しているときに「有」に「○」を付します。このうち、老人配偶者の場合は「老人」欄にも「○」を付します。

☆「(源泉)控除対象配偶者」欄の記載について

配偶者控除・配偶者特別控除のいずれの適用を受ける場合も、氏名及びマイナンバーを記載します。

「配偶者の合計所得」欄の記載には、「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」を記載します。
※配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、給与所得者の合計所得額と配偶者の合計所得額で決まりますので、ご確認ください。

☆控除対象扶養親族が非居住者（国内に住所がない等）の場合

区分の欄に下記の該当する要件に応じて、「01～04」を記載してください。
空欄：居住者
01：非居住者
（30歳未満または70歳以上）
02：非居住者
（30歳以上70歳未満、留学生）
03：非居住者
（30歳以上70歳未満、障害者）
04：非居住者
（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）

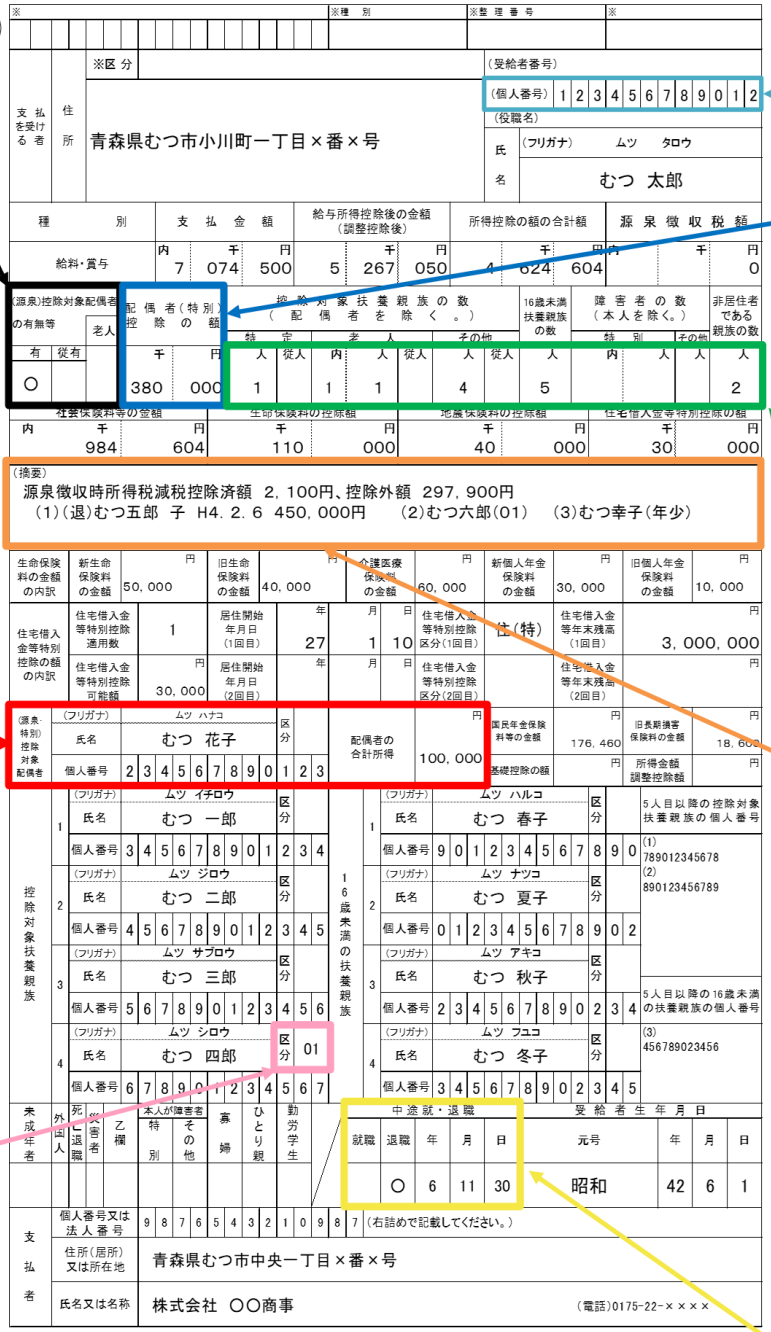

「個人番号」欄
受給者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

☆「配偶者（特別）控除の額」欄の記載について

配偶者控除の額または配偶者特別控除の額を記載します。

☆「扶養親族・障害者・非居住者の数」欄の記載について

「所得控除の額の合計額」に扶養控除分が含まれていたとしても、その人数を記載していない場合、エラーが発生し控除額に正しく反映されないことがありますので、扶養親族等が居る場合は必ず記載してください。

☆定額減税に関する項目の記載について

「控除された額」「控除しきれなかった額」を記載してください。

☆退職所得の金額がある配偶者（退職所得を含めない合計所得が133万円以下に限る）または扶養親族（退職所得を含めない合計所得が48万円以下に限る）がいる場合

（適用）欄に、「氏名の前に（退）、氏名、続柄、生年月日、障害または特別障害者である場合はその区分、退職所得の金額を含めない合計所得金額の見積額」を記載してください。

☆同年内に中途で就職かつ退職した場合

「退職」欄に「○」を付し、退職年月日を記載してください。
「就職」欄と就職年月日の記載は必要ありません。